

富山県国土強靭化地域計画

素 案

令和 7 年 1 月

富 山 県

【 目 次 】

はじめに.....	1
第1章 計画策定の趣旨・位置付け.....	2
1 計画の策定趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 国土強靭化の基本的な考え方.....	3
1 目標・方針の策定プロセス.....	3
2 富山県の地域特性.....	3
3 基本目標.....	9
4 基本的な方針（5本柱）.....	9
5 事前に備えるべき目標.....	9
第3章 脆弱性評価.....	11
1 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	11
2 評価の実施手順.....	12
3 評価結果のポイント.....	13
第4章 国土強靭化の推進方針.....	14
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	14
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ.....	27
3 必要不可欠な行政機能を確保する.....	35
4 経済活動を機能不全に陥らせない.....	36
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる.....	41
6 太平洋側の代替性・多重性（リダンダンシー）確保に必要不可欠な機能が維持・確保される.....	43
7 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する.....	44
8 重要業績指標一覧表.....	47
第5章 計画の推進と見直し.....	50
1 施策の重点化.....	50
2 毎年度の年次計画の策定とPDCAサイクル.....	51
3 計画の見直し.....	51
別紙 脆弱性評価の結果.....	52

はじめに

死者・行方不明者約2万人、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟となるなど、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われるうこととなった平成23年3月の東日本大震災の発生を契機として、従来の防災・減災の枠を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進めるため、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つことを目指す「国土強靭化」の理念が強く打ち出された。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行、平成26年6月に「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国全体で強靭化を進めていくための枠組みを整備した。

その後、平成28年熊本地震など基本計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月及び令和5年7月に基本計画の改定を行ってきた。さらに、令和2年12月には、激甚化・頻発化する気象災害や高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等に適切に対応するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、国土強靭化に向けた取組みの加速化・深化を図っている。

県は、平成28年3月に基本法第13条に基づいた「富山県国土強靭化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定し、県土の強靭化に向けた取組みに着手した。以後、異常気象の頻発・激甚化、社会情勢の変化を踏まえて令和2年2月に地域計画の改定を行い、県土の強靭化に向けた取組みを着実に推進し、概ね順調に進んできた。しかし、交通などに大きな影響を与えた令和3年1月の雪害、線状降水帯が発生した令和5年6月及び7月の水害、観測史上初となる県内で震度5強を観測し甚大な被害が発生した令和6年1月1日の能登半島地震などの教訓を踏まえ、更なる国土強靭化の推進が求められている。

このため、近年の災害から得られた教訓や基本計画の改定を踏まえ、策定から5年目を迎えた本計画を改定し、令和7年度から新たな地域計画のもと、本県における国土強靭化の取組みを更に推進していくこととする。

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画の策定趣旨

基本法第13条で、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針になるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

地域計画は、この規定に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、強靭な富山県を作り上げるために策定したものである。

2 計画の位置付け

地域計画は、基本計画との調和を図りながら、県における強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定したものである。

このため、地域計画は、富山県の総合計画「新・元気とやま創造計画」や富山県版総合戦略「とやま未来創生戦略」などの計画との整合を図りながら、各分野別計画の指針となるものである。

3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和7（2025）年度から概ね5年間とする。

第2章 国土強靭化の基本的な考え方

1 目標・方針の策定プロセス

本計画で定める国土強靭化の目標・方針は、以下の検討プロセスを経て策定した。

策定に当たっては、県に加え、学識関係者、関係機関等で構成する「富山県国土強靭化地域計画検討委員会」において検討を行った。



図1 策定プロセス

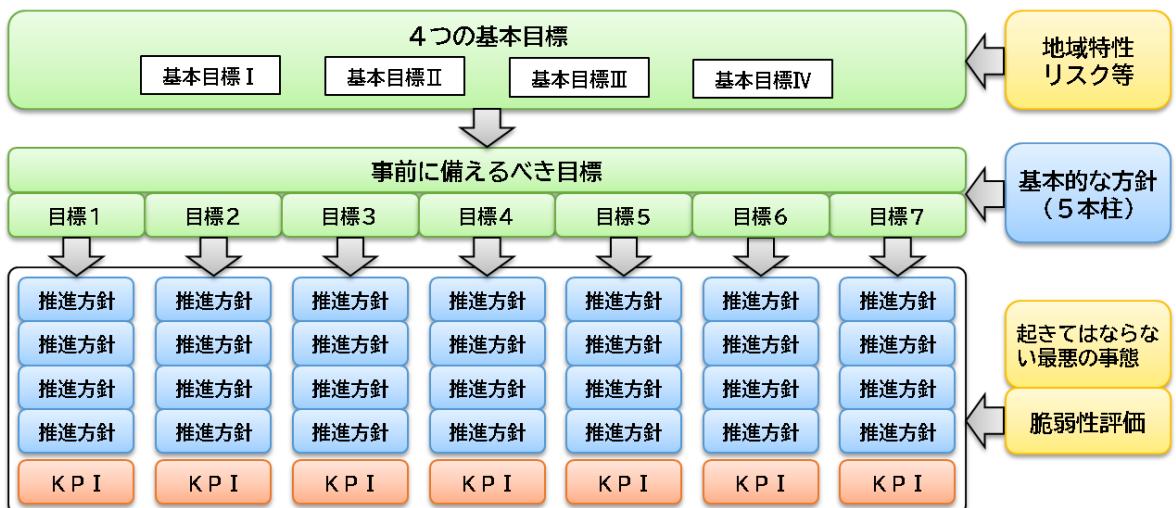


図2 目標と方針の関係

2 富山県の地域特性

地域計画の方針の検討の前提となる富山県の地域特性と災害のリスクについて、概況を記載する。

(1) 地形特性

ア 富山県とその周辺の陸域及び海域には活断層が多数存在するため、富山県は古くから家屋の倒壊、液状化、土砂崩れなどの地震災害に見舞われてきた。これら活断層のうち、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は、文部科学省地震調査研究推進本部により、今後30年以内の地震発生確率が3%以上の最も高い「Sランク（高いグループ）」に評価されている。また、地震に伴い、津波災害のリスクもある。特に、急峻な海底地形を持つ富山湾では、平成19年能登半島地震及び令和6年能登半島地震で、海底で斜面崩壊が発生し、沿岸に予想より早く津波が到達したとの報告があり、注意が必要である。

- イ 3,000m級の山々が連なる急峻な立山連峰と、ここに源を発する黒部川、早月川、常願寺川などの急流河川並びに脆弱な地質等の条件により、土石流や地すべり、がけ崩れなどが発生する恐れがある箇所が数多くあり、古くから土砂災害のリスクがある。
- ウ 県東部には、地獄谷で活発な熱活動を続けている弥陀ヶ原火山があり、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として、気象庁が24時間体制で火山活動の観測・監視を行っている。

表1 弥陀ヶ原の有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1836(天保7)年	小規模：水蒸気噴火	7月。噴火場所は地獄谷。（VEI1）
1858(安政5)年	(山体崩壊→泥流)	「大鳶崩れ」。場所は大鳶山・小鳶山。 1858年4月8日に発生したM7.0～7.1の飛越地震によって引き起こされた。
1946(昭和21)年	水蒸気噴火？	9月11日。噴煙活動活発化。周辺約100メートル以上に泥状の噴出物が飛散。
1949(昭和24)年	水蒸気噴火？	10月23日？噴煙活動活発化。
1967(昭和42)年	火山ガス	11月4日。火山ガス（硫化水素）により、キャンプ中の2名死亡。
1973(昭和48)年	溶融硫黄流出	8月。
1981(昭和56)年	溶融硫黄流出	7月。
1982～87(昭和57～62)年	溶融硫黄流出	期間内に複数回。
1990(平成2)年	地震	2月18日～3月上旬。南南東約10kmで地震群発、最大M4.9。 10月29日～11月4日 同じ場所で地震群発、最大M2.6。
2006(平成18)年	噴煙	12月6日。噴煙活動活発化。
2010(平成22)年	溶融硫黄流出	5月。鍛冶屋地獄を中心とした硫黄が燃焼し、硫黄の溶岩流が複数形成された（最大は幅約2m、長さ20m、厚さ最大15cm程度）。
2011(平成23)年	地震	10月～12月。弥陀ヶ原の南東5～10km付近及び東15km付近を震源とする地震が一時的に増加した。
2012(平成24)年	噴気	6月以降の観測で、立山地獄谷で一部の噴気の活発化・拡大や温度の上昇傾向が確認された（2011年以降、熱活動が活発化？）。

出典：気象庁「日本活火山総覧（第4版）」Web掲載版

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/souran/menu_jma_hp.html

（2024年12月）

(2) 気象特性

ア 富山県は、日本海側気候に属する。国の豪雪地帯に指定され、中でも東部の山間部は世界でも有数の特別豪雪地帯である。冬季は冬型の気圧配置になることが多く、上空に強い寒気が流れ込むと降雪が強まり、大雪となる事がある。（等圧線の間隔が狭い場合は、山地で雪が多くなる山雪型となり、等圧線の間隔が広い場合は、平野部で雪が多くなる里雪型となる。）また、日本海に日本海寒帯気団収束帯（JPCZ : Japan sea Polar air mass Convergence Zone）が形成され、収束帯の先端が福井県若狭湾付近から石川県能登付近に到達した場合は、特に大雪となる可能性が高くなる。近年では、令和3年にJPCZや上空の寒気の影響で記録的大雪となり、交通機関に大きな影響が生じた。

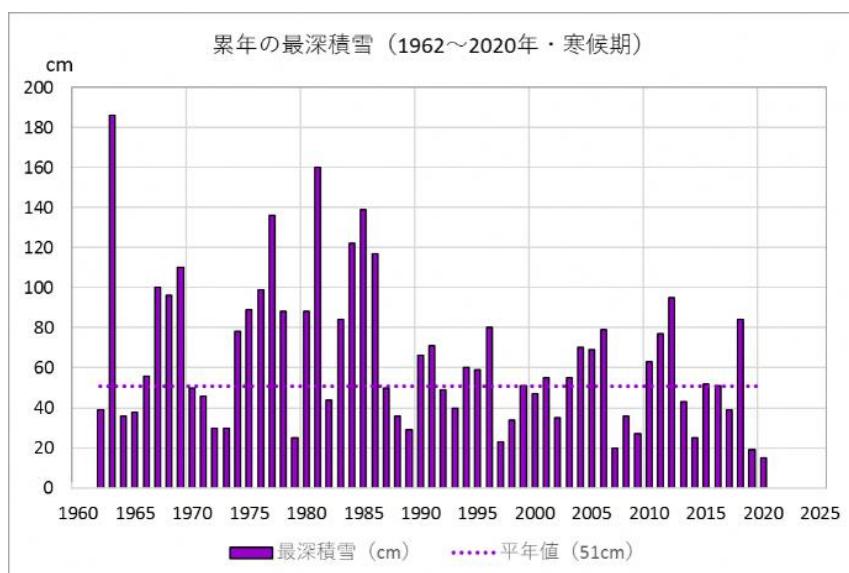


図3 累年の降雪量（1962～2020年・寒候期）

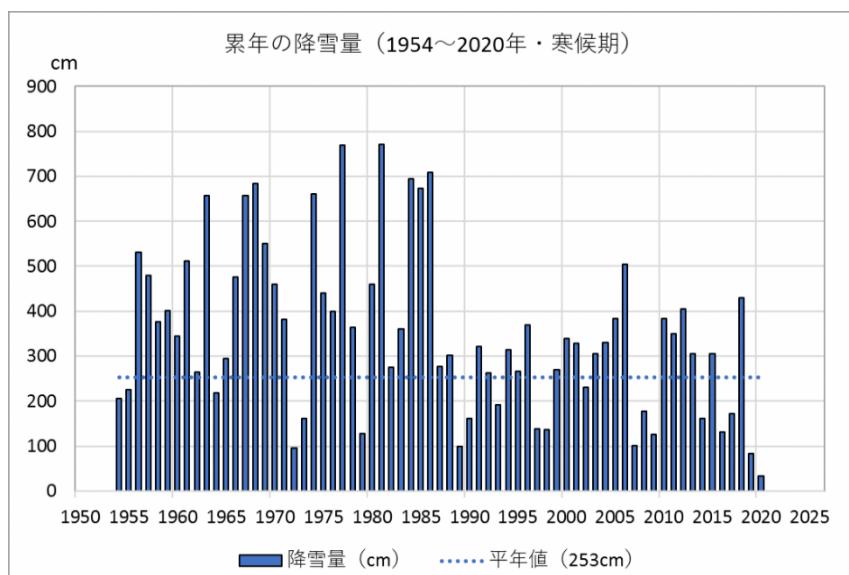


図4 累年の最深積雪（1954～2020年・寒候期）

出典：富山地方気象台「富山県の気象」

<https://www.data.jma.go.jp/toyama/bosai/tokusei.html> (2024年12月)

イ 台風や低気圧が日本海を発達しながら通過する場合、県内ほぼ全域で南寄りの強風が吹き、フェーン現象による気温の上昇と空気の乾燥が顕著となることから、火災の危険が極めて大きくなる。また、3月から5月にかけては、融雪に伴う出水、気温上昇によるなだれはこの時期に多く発生している。

ウ 北陸付近に前線（梅雨前線や秋雨前線）が同じ場所に停滞し、この前線に向かって太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の流れ込みにより、大雨となる可能性がある。特に、東シナ海に熱帯低気圧や台風がある場合は、集中豪雨や局地的大雨となる可能性が高くなる。

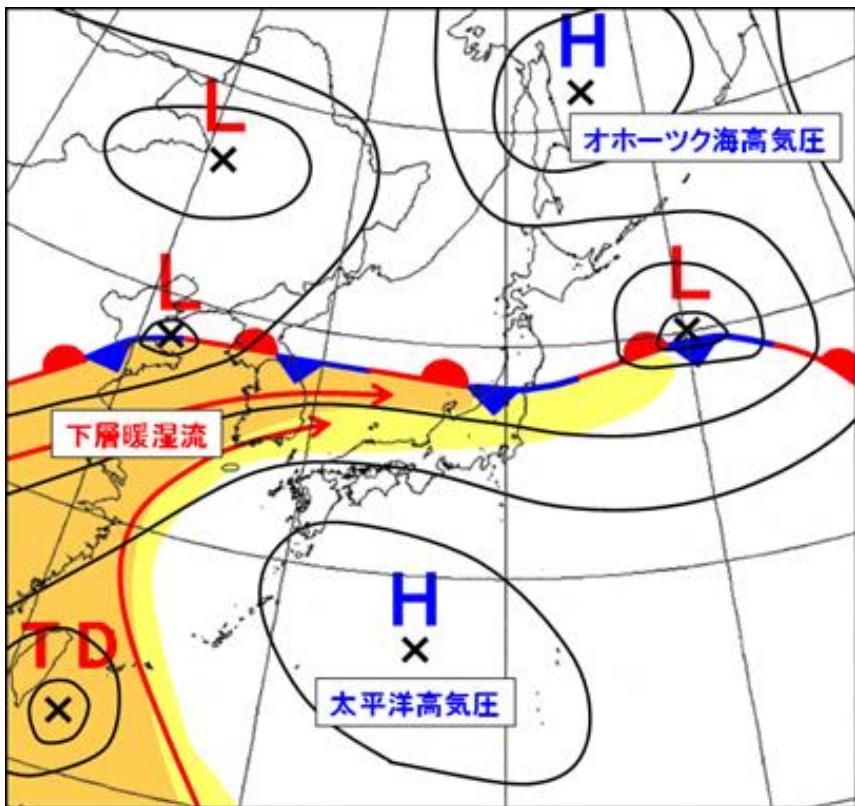


図5 北陸地方で大雨となりやすい天気図（富山地方気象台提供）

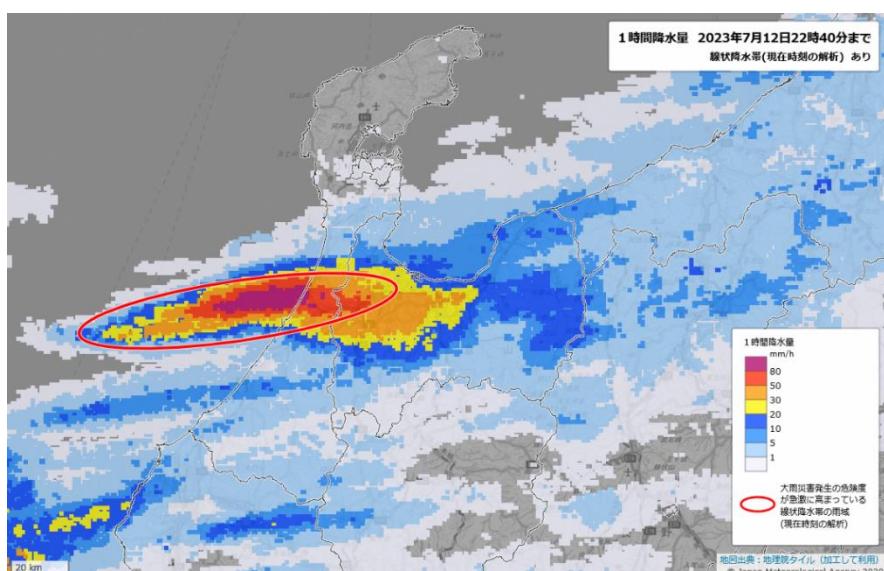


図6 令和5年7月 線状降水帯発生時の「今後の雨」（富山地方気象台提供）

エ 北陸地方に接近する台風は、年間2.8個で全国平均より少ないが、台風の勢力や経路によっては、風害、水害、高潮害、波浪害などの災害をもたらす可能性がある。近年では、平成24年台風第23号、令和元年台風第19号の台風などが、県内に大きな被害をもたらした台風であった。

オ 主に冬季において、低気圧が日本海北部を発達しながら通過し、日本の東海上で停滞すると、北海道の西海上で発生した波浪が、うねりとなって富山湾やその周辺の海岸に伝搬してくる。このうねりがいわゆる「寄り回り波」といわれており、海難事故や海岸構造物に大規模な被害をもたらしてきた。

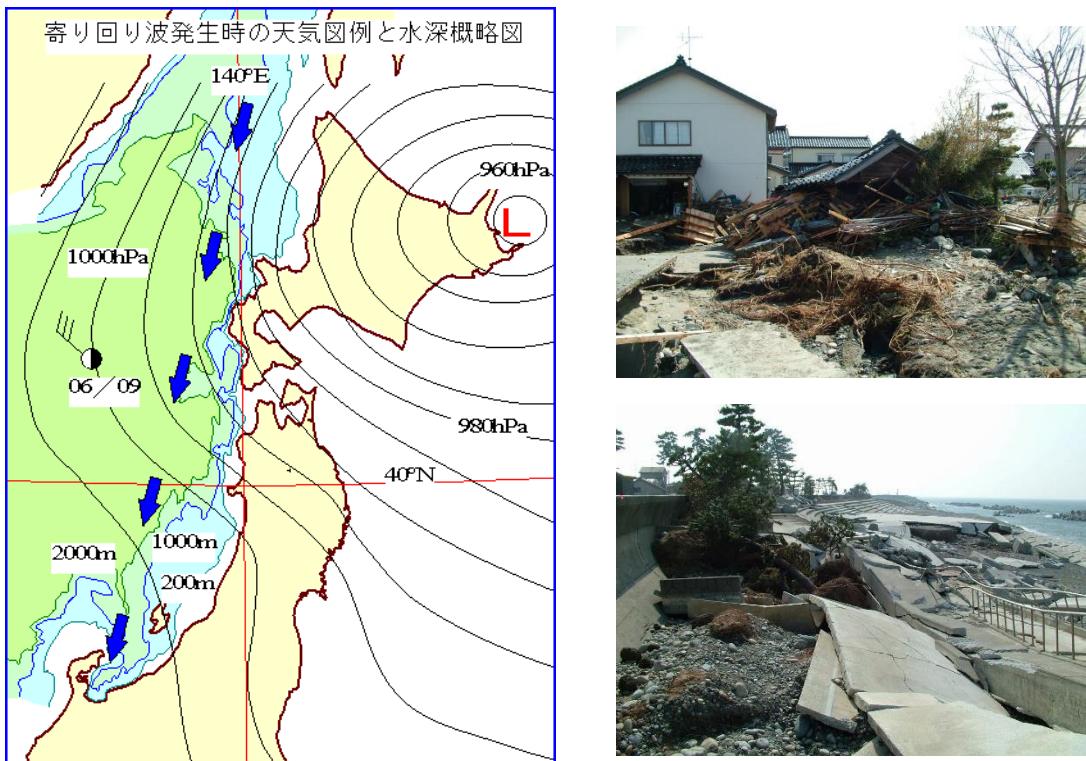


図7 寄り回り波発生時の天気図例と水深概略図と入善町芦崎地区の被害状況

出典：富山地方気象台「寄り回り波を知る」

<https://www.data.jma.go.jp/toyama/document/yorimawari.html>

(2024年12月)

表2 過去に発生した寄り回り波による災害

年月日	死者 (名)	負傷者 (名)	行方不明 者(名)	家屋全半 壊(棟)	浸水 (棟)	その他
昭和38年1月7日		4		19	247	護岸破損
昭和45年2月1日		18		8	197	護岸破損
昭和47年12月2日	1	10		9	92	
昭和54年3月31日	2		2			
平成3年2月17日	1	2			7	護岸破損
平成20年2月24日	2	16		57	161	

(富山地方気象台提供)

(3) 社会特性

ア 都市化の進展

市街地の拡大に伴って、既成市街地における建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では低層の木造建築物などの老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大のリスクがある。

イ 工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、富山県の主要工業地帯である臨海工業地帯は、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

ウ 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達したが、自動車については、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大するリスクがある。

また、大量輸送機関である鉄道の発展や北陸新幹線、北陸自動車道、富山空港といった高速交通網の整備により太平洋側の三大都市圏との往来の利便性が増大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性も増大している。

エ 生活様式の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピュータ、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、こうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

オ コミュニティ活動の停滞

都市化の進展等により市街地においては地域の連帯感が希薄化し、人口減少及び高齢化の進展等により農山漁村においてはコミュニティの維持に困難をきたしている。自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動が停滞する中、地域において、被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

3 基本目標

基本法第14条で、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、地域計画の策定にあたっては、基本計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として、強靭化を推進する。

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

4 基本的な方針（5本柱）

本計画では、基本計画の基本的な方針を踏まえ、次の5つを基本的な方針として国土強靭化を推進する。

【基本的な方針（5本柱）】

- 1 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- 2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靭化
- 3 デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化
- 4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- 5 地域における防災力の一層の強化（地域力の發揮）

5 事前に備えるべき目標

基本的な方針（5本柱）に基づき、4つの基本目標を達成するための具体的な目標として、7つの「事前に備えるべき目標」を設定して強靭化を推進する。

富山県内で想定されるリスクへの対応に加え、南海トラフ地震や首都直下地震等の富山県外のリスクに対して、太平洋側の代替性・多重性確保に必要不可欠な機能を維持・確保するという目標を設定し、日本全体の国土強靭化に寄与する。

なお、4つの基本目標と7つの事前に備えるべき目標の関係は、以下のとおり。

【基本目標と事前に備えるべき目標】

基本目標		事前に備えるべき目標	
I	人命の保護が最大限図られる	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
		2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
II	県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3	必要不可欠な行政機能を確保する
III	県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4	経済活動を機能不全に陥らせない
		5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
		6	太平洋側の代替性・多重性（リダンダンシー）確保に必要不可欠な機能が維持・確保される
IV	迅速な復旧復興	7	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価

1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

地域計画においても、基本目標及び事前に備えるべき目標の達成を妨げる35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、脆弱性評価を行った。

35の起きてはならない最悪の事態	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波、高波（寄り回り波）による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
1-6	弥陀ヶ原火山の噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	県庁行政機能の機能不全
3-3	市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
4-2	コンビニート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	海上輸送の機能停止、富山空港の同時被災による物流への甚大な影響
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-6	自然災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

35の起きてはならない最悪の事態	
5-3	都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-5	富山県の交通ネットワークの機能停止
6-1	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流へ甚大な影響
7-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
7-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
7-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
7-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

2 評価の実施手順

35の起きてはならない最悪の事態について、関連する現行計画の施策及び近年の災害の教訓を踏まえ、事態の回避に向けた対応すべき事項の分析・評価を行った。

分析・評価にあたっては、WBS形式（Work Breakdown Structure）により、達成すべき目標を順次分解し、実施すべき施策を構造化して整理した。



図8 WBS形式による評価の分析・評価の実施手順のイメージ

3 評価結果のポイント

評価結果は別紙のとおりであり、脆弱性評価のポイントは「基本的な方針（5本柱）」に反映した。

第4章 国土強靭化の推進方針

【凡例】

- 000：第3期計画にて新設した推進方針
000：第2期計画から拡充した推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとに脆弱性評価を行い、当該事態を回避するための取組の方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

推進方針は、7つの事前に備えるべき目標を達成するために必要な施策について、基本的な指針として整理した。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(行政機能／警察・消防等)

001 救出救助活動体制の整備等 [警察本部（警備課／山岳安全課）]

大規模な風水害や噴火などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る。

002 消火・救助技術の向上 [消防課]

高さ45mの主訓練棟や深さ10mの水深可動型潜水プールなど、全国トップクラスの訓練施設を備えた広域消防防災センターにおける実践的な研修・訓練の実施により消火・救助技術の向上を図る。

003 緊急交通路等の指定・確保、緊急通行車両確認申出制度等の的確な運用 [警察本部（交通規制課）]

発災後、迅速な道路啓開に向けて、交通情報を収集して緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、災害応急対策を実施する公的機関に対して緊急通行車両確認申出制度等の的確な運用を行う。

004 地震被害想定調査、津波シミュレーション調査の実施 [防災・危機管理課]

県民の地震や津波への危機意識を高め、防災対策を推進するため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と津波を想定した地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査を実施し、地域防災計画の改定、津波災害警戒区域・浸水想定区域の見直し、市町村ハザードマップの見直し等を推進する。

005 県有施設における主要システムの防災体制の整備 [デジタル化推進室]

災害発生時に備えて、県有施設における主要システムのデータセンター移設、代替機能の確保、通信経路の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等を推進する。

(防災教育等)

006 県民への啓発活動 [防災・危機管理課]

自助・共助による地域防災力を向上するため、「出前県庁しごと談義」、県広報番組、防災研修・講演会、防災士養成研修、県民一斉防災訓練「シェイクアウトとやま」、総合防災訓練等を通じて、県民の防災意識の高揚を図る。この際、防災関係機関・団体等との連携に留意する。

007 四季防災館を活用した県民の防災意識の醸成及び記録や教訓の伝承〔消防課〕
体験型学習を通して防災力の向上を図るとともに、能登半島地震等の記録や教訓を伝承し、県民の防災意識の醸成に努める。

008 立山カルデラ砂防博物館を活用した県民の防災意識の醸成〔砂防課〕
立山カルデラの自然や、その自然の脅威から富山平野を保全する立山砂防事業について展示・体験学習会等を通じて紹介することで県民の防災意識の醸成に努める。

009 学校教育における防災教育の推進〔保健体育課〕
各学校長は、年度始めに防災に関する安全計画を立案し、児童生徒に地震・津波、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるよう、教科横断的な学習や避難訓練、特別活動を通して、教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

010 教職員等に対する防災教育の推進〔保健体育課〕
学識経験者や関係機関の専門職員を講師として招き、地震・津波の発生原因、各災害のハザードマップの活用方法、様々な場面を想定した避難訓練の計画・実施・評価等を講義内容とした講習会の開催などを通して、教職員等の防災教育を推進する。

011 弥陀ヶ原火山防災に関する啓発〔防災・危機管理課〕
広く活火山対策についての関心と理解を深め、弥陀ヶ原火山の防災対策を推進するため、県ホームページや火山防災啓発チラシ、8月26日の「火山防災の日」を活用し、火山災害の危険性や、いざという時のための備えについて普及啓発を行う。

(住宅・都市)

012 防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進〔都市計画課〕
災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制、同区域からの移転の促進や市街化調整区域への編入など、防災に関する各種施策と整合した土地利用を推進する。

013 住宅・建築物の耐震化〔建築住宅課〕

住宅の耐震化は80%（H30）であり、約7万6千戸の住宅の耐震性が不足している。これらの耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断・改修工事等への支援を、市町村と連携して行っているところであるが、より一層の普及啓発・支援制度の利用促進に努め、住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により、耐震化率の向上を図る。

014 市街地再開発事業等の推進〔建築住宅課〕

市街地における防災性の向上を図るために、まちづくりの主体である市町村と連携・協力し、中心市街地における市街地再開発事業^{※1}や射水市放生津地区の密集市街地における住宅市街地総合整備事業^{※2}、空き家再生等推進事業^{※3}などにより、老朽化した建築物の除却、不燃化された共同建築物の整備等を推進する。

※1 市街地再開発事業

土地の細分化や老朽化した木造建築物の密集などの都市機能の低下がみられる地域に

おいて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、不燃化された共同建築物の建築や公共施設の整備等を行う事業

※2 住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業

※3 空き家再生等推進事業

空き家が集積する地区において、地域の活性化や居住環境の整備改善を図るため、空き家等の除却や活用を行う事業

015 大規模建築物の耐震化〔建築住宅課〕

耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震改修に対して、市町と連携して支援することにより、耐震化を促進する。

016 県立学校施設の耐震化〔教育企画課〕

県立学校における非構造部材の耐震対策を実施する。

017 私立学校施設の耐震化〔学術振興課〕

私立学校における非構造部材の耐震対策を実施する。

018 県立学校施設の防災機能強化〔教育企画課〕

市町村等における指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所の施設・設備の整備を実施する。

019 学校の防災機能の強化〔保健体育課〕

学校安全アドバイザー（防災士等）を派遣し、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練が実践的になるよう、指導・助言を行い、学校の防災機能を強化する。

020 特別支援学校（県内12校）への備蓄品の配備〔保健体育課〕

飲料水・食料について、生徒1人につき3食分、教職員1人につき1食分を備蓄する。

021 病院の耐震化〔医務課〕

大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、病院の耐震化を促進する。

022 看護学校等の耐震化〔医務課〕

新たに整備する看護学校等に対し、災害時の収容施設として活用できるよう、耐震化等の整備について働きかける。

023 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止〔建築住宅課〕

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を全て規制区域に指定を行い、規制区域内で行われる一定規模以上の盛土等を許可の対象とする。

また、規制区域内にある既存盛土等について、災害が発生する危険があるか調査を行い、危険性が高いと判断したものについて改善命令・勧告等を実施する。

024 感震ブレーカー等消防設備の設置の普及促進〔消防課〕

感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置に関して、チラシを作成するなどして普及啓活動に取り組む。

025 津波避難場所の確保等〔防災・危機管理課〕

津波による被害を軽減するため、津波の危険から一時的・緊急的に身を守る津波避難場所、津波避難ビル等の津波避難施設の確保を、津波災害警戒区域指定市町と連携して促進する。あわせて、住民が適切な避難行動をとれるよう、津波のハザードの周知及び啓発、地区防災計画の策定支援、津波避難訓練等のソフト防災対策を推進する。

(保健医療・福祉)

026 児童福祉施設の整備〔子育て支援課、こども未来課〕

自力避難が困難な乳幼児の居場所である保育所等の耐震化の整備を図るとともに、児童養護施設等については、家庭的養護の推進に必要な小規模化・地域分散化等に合わせた耐震化等の整備を促進する。

027 障害福祉サービス事業所の整備〔障害福祉課〕

障害者の命の安全にかかる障害福祉サービス事業所等の耐震化や水害対策強化、非常用自家発電・ブロック塀・避難スペース等の設備の早急な整備・改修を推進する。

028 高齢者施設等の整備〔高齢福祉課〕

高齢者施設等の非常用自家発電及び給水設備の整備、水害対策に伴う改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等を行い、防災・減災対策を推進する。

029 避難行動要支援者対策の促進〔厚生企画課〕

市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者※¹の名簿※²の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりについての個別避難計画※³の策定の取組みを促進する。

※1 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するも者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10第1項）

※2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（災害対策基本法第49条の14第1項）

※3 個別避難計画

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（災害対策基本法第49条の14第3項）

(交通・物流)

030 災害に強い道路ネットワークの整備〔道路課、農村整備課〕

安全安心で利便性の高い道路ネットワークの整備を引き続き進めるとともに、災害時の円滑な避難や迅速な人命救助、事前通行規制区間の回避等のため、緊急

輸送道路や避難路となる一般国道8号（豊田新屋立体、六家立体、入善黒部バイパス、俱利伽羅防災）や一般国道41号（猪谷榆原道路、大沢野富山南道路）など県内主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。

031 地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路の橋梁耐震化

〔道路課〕

県管理道路における重要橋梁（橋長15m以上）について、落橋・倒壊を防止するレベルでの対策が完了したことから、第1次緊急輸送道路上の重要橋梁について、地震による損傷が限定的に留まり、速やかな機能回復が可能なレベルでの対策を推進する。

032 避難路等を確保するための取組みの推進（道路斜面崩壊防止対策）〔道路課〕

道路防災総点検に基づく要対策箇所について落石、落盤等の対策を引き続き進めるとともに、地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保するための取組みを推進する。

033 市街地や観光地等における道路の無電柱化の推進〔道路課、都市計画課〕

電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進するとともに、景観にも配慮し、市街地や観光地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所について、無電柱化を推進する。

034 都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備・連続立体交差事業の推進

〔都市計画課〕

富山駅付近の在来線等の高架化やいの風とやま鉄道線新駅へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。

035 代替性確保のための高規格道路等の整備〔道路課〕

大規模災害時における救援物資等の大量輸送への対応・リダンダンシー機能の強化のため、東海北陸自動車道、能越自動車道等の高規格道路の整備促進を図る。

036 富山駅付近連続立体交差事業による道路ネットワークの整備〔都市計画課〕

富山駅付近連続立体交差事業によって鉄道による市街地の分断の解消と、道路ネットワークの整備（都市計画道路の新設・平面拡幅等）を促進することで、災害時における指定避難所や医療拠点とのアクセス強化と緊急車両による物資輸送の円滑化を図るなど、道路の代替性に配慮した市街地の形成を推進する。

037 北陸新幹線の機能確保〔地域交通・新幹線政策室〕

北陸新幹線の運行を確保するため、浸水被害が想定される場合の車両の退避や車両センター等への浸水対策等の取組みの促進を国や鉄道事業者に働きかける。

038 いの風とやま鉄道の機能確保〔地域交通・新幹線政策室〕

並行在来線の運行を確保するため、高架化された富山駅への車両の退避等の浸水対策等の取組みを検討する。

039 城端線、氷見線、高山本線の機能確保〔地域交通・新幹線政策室〕

城端線、氷見線、高山本線の運行を確保するため、浸水被害が想定される場合の車両の退避や車両基地等への浸水対策等の取組みの促進を国や鉄道事業者に

働きかける。

040 自然災害発生時における交通事業者との情報共有及び連携強化〔地域交通・新幹線政策室〕

自然災害発生時における乗客の安全を確保するため、交通事業者との連絡体制の確認を引き続き行うとともに、関係者間の連携を強化する。

041 道路の除排雪体制の充実〔道路課〕

降積雪等により道路交通に支障をきたさないよう道路の除排雪等を適切に実施するほか、除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定した除雪体制の維持に努める。

042 道路における雪寒対策施設整備の推進〔道路課〕

冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、スノーシェッドや雪崩予防柵等の整備、幅員の狭い道路における堆雪帯の設置、消雪施設の更新等を推進する。

043 孤立集落対策の推進〔防災・危機管理課、道路課〕

災害発生時における孤立集落発生に適切に対応するため、市町村と連携して道路の寸断により孤立するおそれがある集落等を把握する。また、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」を見直すとともに、自助・共助による防災活動に必要な資機材整備を支援し、防災訓練等の実施を促すなど、自助・共助・公助が連携した対策を講じる。また、災害時に倒木による道路閉塞による孤立や電線断絶による停電を予防するため、市町村と連携して沿道林の事前伐採を推進する。

(農林水産)

044 農村地域の洪水防止機能の強化〔農村整備課〕

異常気象等の発生による浸水被害を防ぐため、農業用排水路や調整池等を整備し、排水機能の強化を図る。

農地整備事業等により田んぼダム対応型の排水枠の設置や堅固な畦畔を造成し水田の貯留機能向上を図り「田んぼダム」の取組みを推進する。

045 ため池の整備〔農村整備課〕

決壊した場合に大きな被害が生じるおそれがある防災重点農業用ため池について、詳細調査（耐震・豪雨）や老朽化状況を踏まえて総合的に判断し、緊急度の高いものから整備を実施する。また、放置されているため池の廃止を推進し、ため池決壊による災害リスクを除去する。

あわせて、ため池マップを作成するとともに浸水想定区域図を周知するなど、緊急時の迅速な避難行動に繋げるソフト対策を一体的に推進する。

046 森林の適正管理と保全の推進〔森林政策課〕

森林の荒廃を防止するとともに、森林の有する国土の保全など多面的機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

(国土保全)

047 長寿命化計画等に基づく公共土木施設の維持管理・更新〔建設技術企画課〕

県では公共土木施設や農林水産関係インフラ施設等について長寿命化計画等

を策定しており、計画に基づき維持管理（点検含む）・更新を計画的に推進する。

表3 長寿命化計画等策定状況

公共土木施設	農林水産関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none">○橋梁（R5.3改定）○都市公園（R6.12改定）○流域下水道（R5.1改定）○水門等河川管理施設（R6.3改定）○ダム（R6.3改定）○港湾施設（H28.3）○砂防設備（H30.3）○地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設（R1.6）○海岸保全施設（R1.6）	<ul style="list-style-type: none">○基幹的農業水利施設（H18～H21）○地すべり防止施設（R2.3）○県営漁港（R5.9改定）○林道（R4.3改定）○治山施設（R2.3）	<ul style="list-style-type: none">○空港（空港土木施設）（R6.4改定）

048 洪水を安全に流すための治水対策の推進【河川課】

神通川、常願寺川、庄川、黒部川、早月川、片貝川など全国有数の急流河川が多数あり、これまで幾度となく集中豪雨等により河川の氾濫等の大きな被害を受けてきたことから、河川改修やダムの整備等による治水対策を進めてきたが、整備が必要な区間がまだ多く残っているため、引き続き、計画的かつ重点的に河川の整備や利賀ダム建設事業等のハード対策を推進するとともに、住民が避難する際に必要な情報となる洪水ハザードマップの作成支援や周知等のソフト対策もあわせて進める。

049 災害の未然防止や軽減のための治水対策の推進【河川課】

堤防、護岸などの河川管理施設は、空積構造の護岸や洗掘・侵食により脆弱な箇所が多く存在することから、護岸の整備など既存施設の機能強化を進めるほか、伐木や浚渫などの事前防災対策の推進や、水防資材の確保、河川巡視の強化に努め、浸水被害の軽減を図る。

050 ダム管理施設の計画的な更新・改良【河川課、農村整備課】

ダムの安全性及び機能が長期にわたり保持されるよう、計画的な更新、改良を進める。

051 河川管理施設の耐震化【河川課】

津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、堤防や水門、樋門等の河川管理施設の耐震化等の検討を進める。

052 市街地等の浸水対策の推進【河川課】

流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進するため「流域治水プロジェクト」を策定し、必要に応じて見直すとともに、市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携し、雨水貯留浸透施設や透水性舗装等総合的な浸水対策を推進する。

053 短期的な浸水対策の推進【河川課】

流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進するため「流域治水プロジェクト」を策定し、必要に応じて見直すとともに、短期的な浸水対策として、学校のグラウンドを活用した貯留施設の整備や出水時の水門管理の徹底など市町村等と連携しながら、地域住民等に治水対策の取り組み内容を周知し、防災・減災に対する意識向上を図るよう努める。

054 土砂災害等に対する防災意識の向上〔砂防課〕

土砂災害警戒区域等の指定や、これに先立つ基礎調査結果等の公表により、土砂災害の危険性を周知するとともに、住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。

055 土砂災害等に対する災害対応能力の向上〔砂防課〕

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供する体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施するなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る。

056 土砂災害等の対策の推進〔砂防課〕

大規模な荒廃地域であり常願寺川下流域への土砂流出のおそれのある立山カルデラなどの急流河川の上流域において、国の直轄事業として立山砂防事業や県による土砂・洪水氾濫対策などを進めるほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害等の被害を最小限に抑えるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進し、保全対象人家数が多い箇所、要配慮者利用施設、避難路・避難施設、重要な交通網及び災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。

また、河道閉塞による湛水等の大規模土砂災害の発生に備えた防災対策を国と連携して推進する。

057 土砂災害等に対する警戒避難体制の整備〔砂防課〕

市町村における、土砂災害ハザードマップの公表や警戒避難体制の整備を促進するとともに、市町の避難指示の判断を支援するため、土砂災害警戒情報支援システムを改修するなど、土砂災害警戒情報等の適時・適切な発表と伝達を行う体制を整備、強化する。

要配慮者への対応も含め住民自らが地区や個人の実情を踏まえ、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを行うことで警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保する。

058 海岸保全施設の整備及び耐震化〔河川課、港湾課、水産漁港課〕

地震・津波・高潮・高波及び海岸侵食から国土を保全するため、離岸堤等の海岸保全施設の整備や耐震化を進める。

059 海岸防災林の保全〔森林政策課〕

海岸部における飛砂・高潮及び高波などに対する緩衝帶としての機能を有する海岸防災林の保全に努め、背後の農地等の保全を図る。

060 放置艇対策の推進〔港湾課、河川課、水産漁港課〕

令和6年度現在、398隻の放置艇数が存在するが、新湊マリーナ等の係留保管施設への誘導を図るなど、放置艇対策を推進する。

061 雪崩対策の実施〔道路課、砂防課〕

雪崩から集落の安全や道路の通行を確保するため、雪崩防護柵等の整備を進める。

062 噴石等から身を守るための施設の整備の推進〔防災・危機管理課〕

火山噴火の際に落下する噴石等から観光客等の生命及び身体の安全を確保するため、弥陀ヶ原火山に所在する施設を活用し、噴石等から身を守るための機能の整備を推進する。

(環境)

063 気候変動適応センターにおける県内のデータの整備や知見の収集・提供

〔環境政策課〕

富山県気候変動適応センター（富山県環境科学センター）において、県内の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う。

064 気候変動対策に関する市町村への情報提供及び連携強化〔カーボンニュートラル推進課、環境政策課〕

市町村の気候変動対策を支援すると共に、国・県の施策、支援メニュー等の情報共有を行う。

(リスクコミュニケーション)

065 自主防災組織の結成促進・育成強化〔防災・危機管理課〕

自主防災組織が未結成の地区における組織結成を促進するため、自主防災活動の必要性及び具体的な防災活動事例を紹介する研修会等を開催し、市町村と連携して組織結成を伴走支援する。

既存の自主防災組織を維持・強化するため、自主防災活動を率いるリーダーを対象とした研修会を開催する。

自主防災活動が低調な自主防災組織の活動を活性化するため、活動に向けた最初の一歩を踏み出せるきっかけとなるよう、研修・訓練等に要する経費の一部を市町村と連携して補助する。

066 地域防災力の基盤強化〔防災・危機管理課〕

自主防災活動による地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が整備する防災資機材の経費の一部を市町村と連携して補助し、自主防災組織の活動基盤を維持・強化する。

067 地区防災計画の策定支援の推進〔防災・危機管理課〕

共助による地域防災力向上のため、自主防災組織等に対する地区防災計画の策定に関する研修会等を実施するとともに、計画策定に要した経費の一部を市町村と連携して補助し、地区防災計画の策定を促進する。

068 防災関係機関との相互協力〔防災・危機管理課〕

官民連携による防災活動の実効性を向上させるため、防災訓練等を通じて応急活動及び復旧活動等における消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を一層強化し、防災関係機関との相互協力を促進する。

069 住民等への情報伝達の強化〔防災・危機管理課、広報・ブランディング推進室〕

クライシスコミュニケーションを適切に行い、多様な住民等に対して正しい情報が伝達できるようにするため、各市町村、防災関係機関、報道各社等と連携して、ホームページ、各種情報システム・アプリ、報道発表、記者会見等の多様な手段により情報発信し、住民等への情報発信力を強化する。

070 避難行動につながる取組みの推進〔河川課、砂防課〕

河川情報システムや土砂災害警戒情報支援システムの改修等により、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

071 広域避難体制の検討・整備の推進〔防災・危機管理課〕

広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における避難者への支援の範囲等に関するマニュアルを整備する。

072 外国人住民への防災情報の提供〔国際課〕

多言語化した富山防災WEBの周知や災害時に役立つ防災情報を多言語で提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

073 外国人住民への支援〔国際課〕

各市町村において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

074 弥陀ヶ原火山防災協議会の開催〔防災・危機管理課〕

弥陀ヶ原火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うため、弥陀ヶ原火山防災協議会を開催する。

075 弥陀ヶ原火山防災訓練の実施〔防災・危機管理課〕

火山噴火による災害から観光客等の生命、身体及び財産を守り、迅速かつ効果的な火山防災対応を確立するため、弥陀ヶ原火山防災訓練を実施し、避難計画の確認と改善、関係機関との連携強化及び実践的な対応力の向上を図る。

076 県民一斉防災訓練「シェイクアウトとやま」の実施〔防災・危機管理課〕

地震発生直後の身を守るための安全行動を身につけるため、県民一斉防災訓練「シェイクアウトとやま」※を実施する。

※ 県民一斉訓練「シェイクアウトとやま」

①姿勢を低く、②頭を守り、③動かない(1分程度)という、地震発生時に身を守るための安全行動を行う住民参加型の防災訓練

077 市町村、関係機関と連携した障害者等の防災支援に係る防災訓練の実施

〔障害福祉課〕

障害者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、市町村、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施する。

078 緊急消防援助隊の中核ブロック合同訓練の参加・実施〔消防課〕

緊急消防援助隊の出動要請、部隊の参集及び配置等、実践に即した訓練を通して、緊急消防援助隊相互及び防災関係機関の連携強化を図るとともに、富山県における円滑な応援部隊の受け入れ態勢の整備を目的とし、災害の想定は事前に公表しないブラインド訓練方式による、中核ブロック7県（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）合同訓練を実施する。

079 総合防災訓練の実施〔防災・危機管理課〕

大規模災害時における迅速かつ的確な防災活動のスキルの向上及び県民への防災思想の普及啓発を図るため、市町村、自衛隊、警察、消防、民間事業者、NPO等の防災関係機関や地元住民の参加のもと、実践的な防災訓練を実施する。

(人材育成)

080 職員全体の防災に関する基礎力の向上〔防災・危機管理課〕

防災に関する基礎力を向上のための研修・訓練等を実施し、職員全体の災害対応能力向上を推進する。また、防災に関する専門的な人材を育成するため、「富山県防災士養成研修」に危機管理局等の職員の受講枠を設定し、災害対応に必要な知識・技能の向上を図るとともに、「防災スペシャリスト養成研修」等の国等が実施する各種研修に職員を派遣し、災害対応力の向上を図る。

081 防災士等の育成〔防災・危機管理課〕

自助や共助による地域防災力の向上を図るため、「富山県防災士養成研修」を実施して地域で活動できる防災士を育成するとともに、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会を実施して、地域における自助・共助による防災活動を先導できる防災人材を育成する。また、防災活動未経験者の防災士が円滑に活動できるようにするために、スキルアップのための研修や交流を図る場を提供する。

防災人材の育成に当たっては、災害対応に女性の視点を取り入れるために、女性の自主防災組織のリーダーや防災士の育成を強化する。

082 消防人材・消防団員等の育成〔消防課〕

複雑・多様化する災害に対応するため、消防学校においてドローンを活用した救助訓練等教育訓練の充実を図るなど、消防職員及び消防団員等の対応能力を高める。

083 女性消防団員等の確保〔消防課〕

地域防災力の充実強化を図るため、女性消防団員や機能別団員の入団促進及び体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を図る。

(官民連携)

084 除排雪活動の支援〔県民生活課〕

自力で除排雪が困難な世帯等の安全や利便性を確保するため、市町村や地域住民、ボランティア等が連携して行う地域ぐるみの除排雪活動への支援を推進する。

085 「富山県外国人旅行者の安全確保に関するガイドライン」に基づく事業者による対応マニュアルの整備の促進〔国際観光課〕

観光関連事業者及び団体に「富山県外国人旅行者の安全確保に関するガイドライン」(令和4年3月策定)を提示し、災害対応マニュアルの整備を促進することで、危機・災害時における外国人旅行者の安全確保に向けた取組みを推進する。

(老朽化対策)

086 県営住宅の老朽化対策〔建築住宅課〕

富山県営住宅長寿命化計画に基づき、日常的な維持管理を実施するとともに、耐久性・耐候性の向上等を図る修繕（長寿命化型等の改善）等を実施する。

087 道路施設の老朽化対策〔道路課〕

橋梁、トンネルなどの道路施設について、長寿命化計画や5年に1回の法定点検に基づき策定する修繕計画等を踏まえ、計画的な老朽化対策を推進する。

088 都市公園の老朽化対策〔都市計画課〕

公園施設の安全で快適な利用を確保するため、公園施設長寿命化計画（R6.12改定）に基づき、避難地等となる公園、緑地等における老朽化対策を推進する。

089 河川管理施設及びダムの老朽化対策〔河川課〕

水門等の河川管理施設及びダムの機能が十分発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

090 砂防関係施設の老朽化対策〔砂防課〕

砂防堰堤、集水井、待受擁壁などの砂防関係施設について長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を実施する。

091 海岸保全施設の老朽化対策〔河川課、港湾課、水産漁港課〕

海岸堤防、護岸等の海岸保全施設の機能が十分発揮されるよう、長寿命化計画等に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

092 治山関係施設の老朽化対策〔森林政策課〕

治山ダムや山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保する。

(デジタル活用)

093 県総合防災情報システムの充実〔防災・危機管理課〕

国・県・市町村・関係機関の一元的な情報共有に向けて、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）※と県総合防災情報システムの連携を行う。また、災害時の実効性を確保するため、職員の運用能力の向上を図る。

※ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）

災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援するため、災害情報を地理空間情報として共有するシステム

各省庁、地方自治体等の約1,900機関が利用し、EEI（災害対応基本共有情報）に基づき情報を集約するもので、内閣府のISUT（災害時情報集約支援チーム）に限らず、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指す。

094 ICT等を活用したインフラにおける総合的な防災情報の収集・共有の推進

〔建設技術企画課〕

オープンデータ・ビッグデータやソーシャルメディアの活用も含めた、総合的な防災情報の収集と共有を図るとともに、インフラにおける先進技術や5Gの積極的な活用などスマートインフラへの進化を図り、防災対策を推進する。

095 河川情報システム・土砂災害警戒情報支援システムの整備充実

〔河川課、砂防課〕

災害監視や県民への防災情報の提供を行うため、これまでにも河川情報システム

※¹、土砂災害警戒情報支援システム※²、河川・海岸監視カメラなどの整備を行ってきたところであり、引き続き、防災情報システムの整備充実を図り、より多く

の方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

※1 河川情報システム

県下全域に設置された雨量計や河川水位計等のデータを収集・表示するシステム

※2 土砂災害警戒情報支援システム

土砂災害警戒情報や土砂災害の危険性が高まった区域の詳細情報を表示するシステム

096 冬期間の道路情報提供の強化〔道路課〕

道路監視カメラ画像により冬期間の路面状況の情報を提供するとともに、AIを活用した降雪情報を発信するなど、情報提供の強化を図る。

097 保全マネジメントシステムによる公共施設等の総合的かつ計画的な管理〔行政経営室〕

人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、公共施設等総合管理方針（H30.7改定）に基づき、公共施設等の全体を把握し、長寿命化計画により必要な対策を着実に実施していくとともに、施設の種別毎の性質や利用状況、国・市町村・民間との役割分担なども踏まえ、公共施設等を適切に管理する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(行政機能／警察・消防等)

098 警察機能維持対策の推進 [警察本部（会計課/警備課）]

公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、非常用電源、備蓄物資、装備資機材等の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執務体制等を定める。

099 被留置者の安全確保 [警察本部（留置管理課）]

大規模な災害時において被留置者の安全を確保し、逃走を防止するため、津波等により広範囲にわたって被害が発生した場合の避難場所、休日や夜間に被災した場合の護送体制等を構築する。

100 災害応急活動の支援拠点の充実 [消防課]

災害発生時には、災害応急活動の支援拠点である広域消防防災センターや防災航空センターの救急・救援活動、緊急物資輸送の拠点機能の充実を図る。

101 消防組織の広域化 [消防課]

災害発生時における初動体制の強化、本部の指揮命令系統の統一による効果的な部隊運用、消防車・救急車の現場到着時間の短縮、高度な消防設備の整備による住民サービスの向上や消防体制への基盤強化等が期待できる、消防の広域化を推進する。

102 行政機関間の応援協定、協力体制等の構築推進 [防災・危機管理課]

国、地方公共団体、防災関係機関、民間事業者等との災害時における応援協定の締結を推進し、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受け入れ、避難所における生活環境改善などを図る。

103 総務省応急対策職員派遣・知事会による職員派遣等の広域連携の推進

[防災・危機管理課]

県の災害対応力を強化するため、総務省応急対策職員派遣及び知事会による職員派遣等の広域連携を推進し、災害時の迅速かつ効果的な応急対策体制を整備する。

再掲 001、003

(防災教育等)

再掲 006～008

(住宅・都市)

104 水道施設の耐震化 [生活衛生課]

災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道事業者等である市町村等のアセットマネジメントの取組みを推進することにより、計画的な耐震化を促進する。

105 上水道に関する危機管理対策マニュアルの策定 [生活衛生課]

水道事業者等である市町村等が、危機管理対策マニュアルの策定を進められる

よう情報提供等を行う。

再掲 012~014、018、021、022

(保健医療・福祉)

106 保健医療福祉調整本部の体制の整備〔厚生企画課〕

大規模災害時における保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の円滑な実施を行えるよう体制を整備する。

107 医療機関との連携体制〔医務課〕

災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の操作訓練を定期的に行う。

108 他都道府県との医療に係る相互応援体制の強化〔医務課〕

大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、医療業務従事者（DMAT、災害支援ナース等）の研修や訓練への参加を促進するなど、更なる充実・強化を図る。

109 保健・福祉等の受入体制の整備〔医務課〕

被災地の被害状況や規模、住民の避難状況、被災地の健康ニーズや地域性、保健師の稼動状況等を考慮して、他の都道府県に対する保健師の応援、派遣要請の必要性を検討し、早期の受入れ体制の整備を図る。

110 被災者の健康を守る体制の整備〔医務課〕

災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等の公衆衛生関係者による心身のケア、インフルエンザなどの感染症、エコノミー症候群、高齢者的心身機能の低下の予防など、被災者の健康維持体制を整備する。

111 病院の事業継続計画（BCP）の策定・見直しの促進〔医務課〕

被災後、早期に診療機能を回復し、被災患者を含めた診療体制を確保するため、病院における多様なリスクに対応する事業継続計画（BCP）の策定、必要に応じた見直しを促進する。

112 福祉避難所の整備促進〔厚生企画課〕

一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の指定の促進を図る。

113 災害医薬品等の備蓄〔薬事指導課〕

各市町村及び医療機関とともに、平時より、災害発生直後から流通を通じて適切に供給されるようになるまでに必要な医薬品等（3日間程度）の備蓄に努める。

また、国の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、病原性の高い新型インフルエンザの発生に備え、県民の安全を確保するため、抗インフルエンザワイルス薬の備蓄を行う。

114 輸血用血液の確保〔薬事指導課〕

医薬品等の安全情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる医薬品等の品質・安定供給の確保に努める。また、血液の安定供給体制の確保のため、

献血の普及啓発活動を行い、献血者確保の取組みを行う。

115 切れ目のない医療救護活動の推進〔医務課〕

災害発生から概ね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う公的病院の医療救護班、JMAT等と継続して、切れ目のない医療救護活動を実施する。

116 ドクターヘリによる救命率の向上〔医務課〕

富山県ドクターヘリが被災地近くのランデブーポイントに着陸し、搭乗医師・看護師による現場での救命・救急治療活動を行うとともに、重篤・重症な被災患者を災害拠点病院等へ迅速に搬送し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

117 避難所等における衛生管理〔感染症対策課〕

県・市町村・災害時感染制御支援チーム（DICT）等関係団体との連携強化による、避難所や住宅における衛生管理と防疫対策、被災者の健康支援の充実を図る。

避難者向けの感染症予防について、平時から、市町村等に情報提供等を行うとともに、災害時厚生センター活動マニュアル等を活用し普及啓発を行う。

また、発災時には、市町村等関係機関と連携し、避難所の感染症状況等の把握に努め、感染症予防用のリーフレットの配布や手洗い指導の実施等により衛生管理を行う。

118 消毒等の実施〔感染症対策課〕

発災時における感染症法に基づく消毒等の指示について、迅速かつ的確に実施できるよう、厚生センターにおける地域災害医療連絡会議等を活用して市町村と防疫体制について協議・検討するほか、市町村が実施する防災訓練において消毒に関する資料を配布する等、平時から市町村と連携し防疫体制を強化する。

119 予防接種の推進〔感染症対策課〕

災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から定期予防接種の実施主体である市町村や医師会等の関係団体と連携して、予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、県民の予防接種への理解が深まるよう、平時から接種の効果や意義、安全性や副反応に係る情報提供を実施する。

120 被災地でのリハビリ支援〔障害福祉課〕

JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）の一員として、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、避難所や避難生活において多発する生活不活発病※の予防のために、高齢者・障害者等へのリハビリ支援ができるよう、具体的な支援に向け、検討を進める。

※ 生活不活発病

災害のために動くに動けない状態で生活が不活発になり、全身のあらゆる心身機能が低下すること。新潟県中越地震（2004年）以来知られており、東日本大震災（2011年）においても多発した。

再掲 029

(エネルギー)

121 再生可能エネルギーの活用〔商工企画課、カーボンニュートラル推進課、電気課〕

「富山県カーボンニュートラル戦略」に基づき、本県の地域特性を活かした再

生可能エネルギーの最大限の活用により、自立分散型エネルギーシステムを構築し、地域のレジリエンス強化を図る。

122 発災時における燃料供給体制の整備〔防災・危機管理課〕

災害時における緊急車両への給油や災害拠点病院等への燃料供給について、災害時支援計画の実効性を高めるほか、国や関係団体等との情報交換、連携を密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

(交通・物流)

123 道路交通情報の収集・共有体制の強化〔警察本部（交通規制課）〕

発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の活用や、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

124 道路啓開体制の強化〔道路課〕

大規模災害時の道路啓開活動を迅速に行うため、関係機関との連絡体制の強化、道路ネットワーク脆弱地域の把握、資機材の充実等を図る。

125 北陸新幹線の早期復旧等に向けた取組み〔地域交通・新幹線政策室〕

北陸新幹線が被災した際には、航空会社や鉄道事業者など関係機関に臨時便の設定など、当面の代替措置を要請し、その情報発信に努めるとともに、国や鉄道事業者に、早期の完全復旧等を要請する。

126 あいの風とやま鉄道の運行管理システム〔地域交通・新幹線政策室〕

本県の並行在来線は、県内を東西に走る幹線鉄道であり、災害または緊急時においても安定した運行管理が重要である。列車の運行管理を行う指令システムは、単独の新指令システムを運用しているが、異常時の対応方法等について、隣県会社などと連携協力しながら運行管理を行う。

127 あいの風とやま鉄道の早期復旧等に向けた取組み〔地域交通・新幹線政策室〕

並行在来線が被災した際には、代替バスの設定など、あいの風とやま鉄道に対し当面の代替措置を要請し、その情報発信に努める。また、早期の全面復旧のため経営安定基金等による支援を検討するとともに国に対し支援を要請する。

128 城端線、氷見線、高山本線の早期復旧等に向けた取組み〔地域交通・新幹線政策室〕

城端線、氷見線、高山本線が被災した際には、代替バスの設定など、鉄道事業者に対し当面の代替措置を要請し、その情報発信に努めるとともに、国や鉄道事業者に、早期の全面復旧等を要請する。

129 港湾機能の早期回復を図るための関係機関等との連携の強化〔港湾課〕

災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、伏木富山港港湾BCP※に基づく訓練を定期的に実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。

※ 港湾BCP

大規模地震発生時等、不測の事態における港湾業務の継続や早期復旧を図るための事業継続計画

130 港湾施設の機能強化〔港湾課〕

伏木富山港や魚津港において、海上輸送拠点・防災拠点となるよう、伏木富山港（富山地区）における耐震強化岸壁^{*1}の整備など、災害時における緊急物資輸送の確保を図るため、岸壁・橋梁等の港湾施設の耐震化・長寿命化を推進する。さらに、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被災を受けた太平洋側港湾の代替として、伏木富山港が機能するよう、国際物流ターミナル^{*2}の更なる整備など港湾機能の強化を図るとともに、名古屋港等の太平洋側港湾との連携体制を確立する。

※1 耐震強化岸壁

大規模地震発生時等に、発生直後から緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的とした、通常岸壁よりも耐震性を強化した係留施設。伏木富山港（伏木地区、新湊地区）、魚津港において整備済

※2 国際物流ターミナル

国際コンテナ貨物を取り扱う場所

131 災害時における海上輸送ネットワーク確保のための連携体制の構築【港湾課】

伏木富山港には定期航路が6航路^{*}就航しており、日本海側の物流拠点として大きな役割を担っている。また、三大都市圏からほぼ等距離にあり、いずれも複数の高速道路ルートで結ばれ、3～4時間圏内にあることから、三大都市圏における港湾のいずれの代替機能も果たすことが可能である。今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被災を受けた太平洋側港湾の代替として、伏木富山港が機能するよう、国際物流ターミナルの更なる整備など港湾機能の強化を図るとともに、名古屋港等の太平洋側港湾との連携体制を確立する。

※ 6航路

ロシア極東航路、韓国航路、中国・韓国航路、中国航路、ロシア極東RORO船航路、国際フィーダー航路

132 地域交通ネットワークの確保・充実【地域交通・新幹線政策室】

令和6年2月に策定した「富山県地域交通戦略」（計画期間：～令和10年度）に基づき、持続可能で最適な地域交通サービスの実現を図る。

再掲 030～039

(農林水産)

133 漁港施設の機能強化【水産漁港課】

漁港施設の地震・高波に対する安全を確保するため、機能診断（耐震耐波性能の調査）の結果を踏まえ、耐震耐波対策を実施する。

(国土保全)

再掲 052、053、058

(環境)

134 下水道施設の整備【都市計画課、農村整備課】

下水道処理人口普及率が現在87.1%で全国第8位となっているが、引き続き、

富山県全県域下水道ビジョン2018^{*}に基づき、処理場の統廃合を進めるなど、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水を排除して市街地等の浸水被害を防止する雨水幹線などの下水道施設の整備を推進する。

※ 富山県全県域下水道ビジョン2018

県内すべての公共下水道や農村下水道、浄化槽などの汚水処理施設の中長期整備・運営の指針

135 下水道施設の地震対策【都市計画課】

地震時における下水道機能の確保のため、小矢部川流域下水道二上浄化センター等では、耐震診断の実施や、対策が必要な施設の耐震化を進めているところであります。引き続き、終末処理場や管渠等の下水道施設の耐震化を計画的に進める。

136 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進【環境政策課】

生活排水による河川等の水質汚濁を防ぐため、引き続き、合併処理浄化槽の設置整備を支援していくとともに、チラシ等により転換の必要性等について浄化槽設置者への周知を図る。

137 下水道BCPの策定【都市計画課】

流域下水道では、下水道BCP^{*}（H30.3策定）に基づき、訓練や定期的な点検等による継続的な計画の見直しを行っている。また、公共下水道については、市町村等の下水道BCP策定を支援する。

※ 下水道BCP

大規模地震発生時等、リソース（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）が相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための業務継続計画

138 富山県広域火葬計画の周知【生活衛生課】

災害等で火葬場の使用が困難となった場合や、遺体の数が極めて多くなり、平常時に使用している火葬場の能力だけでは対処が困難となった場合に対応できるよう、富山県広域火葬計画を定めており、県ホームページに掲載し、情報伝達の手順等を周知している。

139 火葬場の広域的な協力体制の整備【生活衛生課】

富山県広域火葬計画において、市町村及び近隣県等との連携並びに広域的な協力体制について規定しており、定期的に災害等を想定した情報伝達訓練を実施する。

(リスクコミュニケーション)

140 避難所の生活環境の改善【防災・危機管理課】

指定避難所の生活環境を改善するため、市町村、民間（NPO、ボランティア、企業等）と連携し、TKBS（トイレ、キッチン、ベッド、シャワー）、空調等の整備を推進する。また、避難所の運営体制を検討し、地域による自助・共助による避難所の運営体制の強化を推進する。

141 防災井戸の拡充支援【防災・危機管理課、環境保全課】

断水時の代替水源確保のため、防災井戸の活用方法等を周知し、避難所における防災井戸の整備を促進する。また、活用可能な既存井戸の調査や消雪用井戸の活用研究等を実施する。

142 県・市町村による県内外被災自治体を支援する体制の整備〔防災・危機管理課〕

大規模災害時に県と市町村がワンチームで県内外の被災自治体を支援するため、県・市町村が県内外の被災自治体を支援する「チームとやま」の体制を整備する。チームとやまの体制整備にあたっては、被災地への職員派遣を通じて業務経験を積み、ノウハウを共有し、職員の災害対応力や調整力を育成する。

再掲 043、065～069、076～079

(人材育成)

143 災害救援ボランティアコーディネーター等の育成等〔県民生活課〕

災害時にボランティアの受入れや活動の調整を行う災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー(266名(R5年度))の計画的な育成や資質向上を図る。また、ICT等を活用した運営や情報発信力の向上について推進する。

再掲 080、081

(官民連携)

144 避難所への物資供給〔防災・危機管理課〕

災害時における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、流通備蓄に関わる災害時応援協定を締結した事業者、倉庫協会、トラック協会等と連携を密にし、災害時受援計画の実効性を高める。

145 流通備蓄の推進〔厚生企画課〕

現物備蓄を補完するための流通備蓄については、カンパン、アルファ米、レトルト食品以外の食料も含め必要量を確保できるよう、コンビニエンスストアなどの協定先から供給可能数量について定期的に確認を行うほか、調達先の拡充に努める。

146 災害時応援協定締結による連携体制の整備〔防災・危機管理課〕

県と市町村が連携して効率的に受援するため、国の「災害時応援協定システム」を活用して県と市町村が締結している災害時応援協定の内容を相互に共有し、協定締結事業者と定期的に意見交換や訓練の機会を設け、平素から顔の見える関係を構築して連携を強化する。

147 医師会・歯科医師会等との連携体制の構築〔医務課、警察本部（捜査第一課、鑑識課）〕

被災時における多数の遺体の身元確認等に対応するため、医師会・歯科医師会、警察医会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実効性を高める。

148 災害ケースマネジメント体制の構築〔防災・危機管理課等〕

災害関連死を未然に防ぎ、被災者の自立や生活再建が進むようにマネジメントするため、市町村をはじめ、士業、NPO等の専門的な能力をもつ関係者と連携し、実効的な災害ケースマネジメント^{*}体制を構築する。

※ 災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支

援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

(老朽化対策)

149 下水道施設の老朽化対策〔都市計画課、農村整備課〕

限られた予算で確実な下水処理を実施するため、ストックマネジメント計画(R5.1策定)に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を推進する。

150 港湾施設の老朽化対策〔港湾課〕

港湾施設の必要な機能を維持するため、維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。

151 漁港施設の老朽化対策〔水産漁港課〕

老朽化が進む漁港施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、機能保全に必要な補修工事(保全工事)を実施する。

再掲 086、087、091

(デジタル活用)

152 「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用〔防災・危機管理課〕

国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して、備蓄物資の情報を国、県、市町村(避難所)間で共有し、災害時に物資を円滑に供給できるよう、研修、や訓練により操作方法の習熟を図る。

153 被災者生活再建支援システム導入の推進〔厚生企画課〕

災害時に罹災証明書等業務の効率化及び県内市町村同士における円滑な応援を図るため、被災者生活再建支援システム導入の推進を行う。

再掲 093~095

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(行政機能／警察・消防等)

- 154 災害対応に係る計画・マニュアル類の継続的な見直し、体制の整備〔各課〕**
実災害や訓練を通じて得られた教訓に基づき、災害対応に係る計画・マニュアル類を継続的に見直し、危機管理体制を整備する。
- 155 県災害対策本部員用食糧の計画的な備蓄〔防災・危機管理課〕**
県の防災・危機管理機能を維持するとともに、県内外被災自治体を支援する体制を整備するため、県災害対策本部員用及び派遣職員用の食糧を計画的に備蓄する。

再掲 005、098、099、102、142

(情報通信)

- 156 通信手段の多重化・多様化〔管財課、防災危機・管理課〕**
既存の通信手段を維持管理し、災害時における通信手段を確保する。また、通信手段を多重化・多様化して災害対策本部の機能を維持するため、低軌道衛星通信サービスを活用し、大規模災害時に国、市町村、関係機関等との通信を確保する。

(交通・物流)

- 157 信号機電源付加装置等の更新〔警察本部（交通規制課）〕**
停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する信号機電源付加装置等の更新及び可搬式発動発電機接続対応信号機の普及を推進する。

再掲 123

(リスクコミュニケーション)

再掲 068、077～079、

(人材育成)

- 158 防災・危機管理人材の育成強化〔防災・危機管理課〕**
県の防災・危機管理機能を強化するため、各種研修、訓練、被災自治体への派遣を通じて防災・危機管理に関する業務経験を積み、災害対応力や調整力を有する専門人材を育成する。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

(行政機能／警察・消防等)

再掲 003

(防災教育等)

再掲 006

(住宅・都市)

再掲 104、105

(情報通信)

159 中山間地域における携帯電話不感エリアの解消 [デジタル化推進室]

中山間地域における不感エリアの解消に向け、関係機関等との連携に努める。

(産業構造)

160 小規模企業の持続的発展の推進 [地域産業振興室]

地域における多様な主体との連携・協働により、地域経済と地域コミュニティを支える小規模企業の持続的な発展を推進する。

161 中小・小規模企業の事業継続計画（BCP）策定支援の推進 [地域産業振興室]

富山県中小企業団体中央会が平成24年度に策定した中小企業組合のBCPのモデルプランに係る事例集等を活用し、富山県新世紀産業機構において、他の中小企業への普及啓発を更に努めるとともに、商工会議所、商工会等が行う多様なリスクに対応するBCPに関する研修会の開催等を支援する。

162 商工会・商工会議所と市町村による事業継続力強化支援計画作成の推進

[地域産業振興室]

商工会又は商工会議所が、地域の防災を担う関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成し、知事が認定するなど、体制や取組の強化を図る。

163 中小・小規模企業に対する減災・防災対策のための設備投資の支援

[地域産業振興室]

自然災害の発生に備え、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入等を行う中小企業者に対して長期かつ低利の融資や助成を行う。

164 本社機能及び事業拠点の誘致・企業立地 [立地通商課]

地方創生とともに、国全体の強靭化に資する観点から、首都圏や関西圏、中京圏等に立地する企業の本社機能・事業拠点等を、富山県へ誘致する取組みを進め る

165 金融機関でのBCP策定、店舗の耐震化の推進 [地域産業振興室]

金融サービスが確実に提供されるように、金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、関係機関と連携した災害時の情報通信機能・電源等の確保、多様なリスクに対応するBCP/BCM^{*}構築の促進・向上を推進する。

※ 事業継続マネジメント (Business Continuity Management)

リスクの発生によって生じる事業の中止に対し、必要なサービスレベルを戦略的に決定し、事業の継続を確保する経営管理手法

(交通・物流)

166 富山空港の機能確保 [航空政策課]

空港の機能を確保するため、関係機関が気象、神通川の水位等の情報を共有し連携を図るなど、各機関の防災体制の強化を行う。

167 空港機能の早期復旧体制の整備 [航空政策課]

関係機関との情報伝達訓練等により情報共有体制を充実させることで、発災後の空港機能の早期復旧に備える。

168 運航の安全性や就航率の向上 [航空政策課]

GPSを活用した新たな着陸誘導システム「地上型衛星航法補強システム (GBAS : Ground-Based Augmentation System)」の開発促進、早期導入を国に働きかけ、更なる運航の安全性や就航率の向上を図る。

再掲 030~039、125、127~131

(農林水産)

169 食料の供給確保 [農産食品課]

大規模災害発生時に、米穀、生鮮食品などの食料の迅速な調達及び供給を確保するため、JA全農とやま、卸売市場、関係業界等との情報収集と連絡体制の整備に努める。

170 農地の災害対応力強化 [農村整備課]

集中豪雨等による農作物の湛水被害を軽減するため、農業排水路の改良等を実施し、水害への対応力の強化を図る。また、地形的に厳しい条件下にある中山間地域の山腹水路において、土砂災害等を未然に防止するための整備を推進する。

171 農地の保全 [農村整備課]

地すべり被害の発生が危惧される地域を対象に、計画的な防止区域の指定、地すべりの誘因となる地下水の排除、押え盛土や鋼管杭の施工など着実な地すべり対策事業並びに施設の長寿命化対策を実施し、農地等を保全する。

172 農業水利施設の計画的な整備 [農村整備課]

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的農業水利施設のストックマネジメント手法を踏まえた長寿命化対策を推進する。

173 農地・農業水利施設の保全活動の推進 [農村振興課]

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、日本型直接支払制度（地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援）の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進する。

174 基幹的農道の保全対策 [農村整備課]

大規模災害発生時の農産物の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的な農道施設の保全対策を推進する。

175 園芸産地の事業継続計画（BCP）の策定と事業継続強化対策の促進

〔農産食品課〕

自然災害の発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、産地等の事業継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、非常時の協力体制整備やハウスの補強・防風ネットの設置等の取組みを促進する。

176 森林の間伐や更新〔森林政策課〕

適正な林業活動により持続的に管理すべき森林について、森林所有者などが森林経営計画※等を策定し、計画的な間伐や伐採後の造林等の実施などを促進する。

※ 森林経営計画

森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一體的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に發揮させることを目的に作成するもの

177 森林の整備と防災機能の強化〔森林政策課〕

山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備と併せ、山地防災力強化のため、治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・予防対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

178 緊急輸送道路を補完する林道の整備〔森林政策課〕

緊急輸送道路を補完（災害時に迂回路として活用）するため、地域森林計画の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている宮崎・蛭谷線などの林道の整備を推進する。

179 自然公園等での自然環境の保全と安全利用の推進〔自然保護課〕

自然環境の持つ防災・減災機能を維持するため、自然環境整備計画に基づき、計画的に自然公園施設の整備に取り組む。

180 地域水産業の早期回復を図るための関係機関等との連携強化〔水産漁港課〕

災害時において地域水産業が早期に回復できるようBCPに基づく訓練を定期的に実施し、速やかに対応できる体制の整備を図る。

181 鳥獣被害防止対策の推進〔農村振興課〕

野生鳥獣による農作物被害を防止し、耕作放棄地の増加を抑制するために、地域ぐるみによる①ヤブの刈払いや放任果樹の除去などの集落環境管理、②電気柵等の設置による侵入防止対策、③個体数を減らす捕獲対策を、一体的に実施することを推進する。

182 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）対策の推進

〔自然保護課〕

イノシシ及びニホンジカの捕獲圧を高めるため、富山県捕獲専門チームによる捕獲を継続するとともに、急激に増加しているニホンジカについて、認定事業者により捕獲を強化する。また、ツキノワグマによる人身被害を防止するため、市町村が実施するクマ対策の支援、捕獲専門チームによる捕獲、モニタリング調査などを実施する。

再掲 044～046、133

(国土保全)

(環境)

183 有害物質対策〔環境保全課〕

災害時における化学物質の流出や石綿の飛散等を防止するため、事業者に対し、有害物質の飛散・流出対策の徹底を呼びかける。

184 毒物及び劇物の安全管理の促進〔薬事指導課、環境保全課〕

○ 一般流通前〔薬事指導課〕

毒物及び劇物取締法に基づき、災害時の応急措置等について、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などによる事業者の安全管理の促進を図る。

○ 一般流通後〔環境保全課〕

時の応急措置等について、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などによる事業者の安全管理の促進を図る。

185 化学物質管理計画の策定の促進〔環境保全課〕

事業者に対して、化学物質管理計画策定ガイドライン(H19.3策定)の普及に努めるとともに、様々な機会を活用し、化学物質管理計画の策定の必要性を啓発する。

186 高圧ガス防災・減災対策の推進〔消防課〕

高圧ガス取扱事業所に対し、大規模地震等の防災・減災対策に関する危害予防規程の整備や防災訓練の実施を促進する。また、住宅等に設置されるLPGガス設備についても、地震・風水害時の容器転倒流出防止対策、安全機器設置等の対策を推進するようLPGガス販売事業者及び関係団体に働きかける。

187 冬期間の地下水位低下対策の推進〔環境保全課〕

冬期間の降雪時、消雪設備が一斉稼働することによる井戸涸れ等の地下水障害を未然に防ぐため、大幅な地下水位低下時に地下水利用者に節水の呼びかけを行い、水位の速やかな回復を図る。

188 水資源の有効利用〔県民生活課〕

災害時のほか異常渇水時において、他の水利使用者と相互に協議、調整を行い、必要な農業用水を確保するため、必要に応じ渇水情報連絡会議等を開催する。

(土地利用)

189 人口減少下における持続可能な農林業の推進〔農林水産企画課〕

①地域計画に基づく農地の集約化と担い手の確保・育成、②農地の大区画化やスマート農林業の推進などによる生産性向上、③ウッド・チェンジの推進による県産材の需要拡大と森林資源の循環利用の推進等により、農地の維持及び森林の保全を図る。

(リスクコミュニケーション)

190 石油コンビナート等総合防災訓練の実施〔防災・危機管理課〕

石油コンビナート等特別防災区域において予想される災害に対して、迅速かつ円滑な災害応急活動体制及び訓練参加機関相互の有機的かつ効果的な協力体制

を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、関係市、伏木海上保安部、防災関係機関等の参加のもと、総合的な防災訓練を実施する。（県内4か所の特別防災区域から、毎年度1か所で防災訓練を実施）

再掲 068

（人材育成）

191 鳥獣管理担い手対策の推進〔自然保護課〕

鳥獣管理の実施体制の強化を図るため、新規狩猟者確保に向けた講習会の実施や狩猟者育成のための射撃訓練への支援等を実施する。

（老朽化対策）

192 水道用水供給及び工業用水道施設の老朽化対策〔水道課〕

最も古いもので建設から50年以上経過しており、また、一部に耐震適合性のないものがあるため、安定供給を図る観点から、計画的に施設及び管路の更新を進める。

193 富山空港の老朽化対策〔航空政策課〕

空港土木施設及び空港機能施設が急激に高齢期を迎えることから、安全・安心な運航を確保するため、富山空港維持管理・更新計画書に基づき、施設の維持管理及び計画的な更新を進める。

再掲 087、091、092、150、151

5 情報通信サービス、電力等ライフルライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(行政機能／警察・消防等)

再掲 003

(住宅・都市)

再掲 104、105

(エネルギー)

再掲 121、122

(情報通信)

194 災害時における通信手段の確保〔デジタル化推進室〕

災害時に情報収集する通信手段として、公衆無線LAN「TOYAMA Free Wi-Fi」の整備を推進する。なお、大規模災害発生時においては、事業者が設置した公衆無線LANを無料開放することがガイドラインとして定められていることから、避難所等の防災拠点については、事業者による整備を働きかける。

(交通・物流)

195 あいの風とやま鉄道の鉄道施設の保守管理〔地域交通・新幹線政策室〕

並行在来線は、隣県会社と相互乗り入れを行うことから、隣県会社間で安全確保が図られるよう連携、調整しながら鉄道施設や電気設備の保守管理を行う。

196 安全輸送設備等の整備促進〔地域交通・新幹線政策室〕

全国各地で安全輸送設備等の整備に係る要望が増加している中、鉄道事業者が計画している整備が予定どおり実施できるよう、国において十分な予算確保を働きかけるとともに、県においても沿線市町村とともに支援を行い、安全性の向上を図る。

197 貨物物流ネットワークを担う重要な役割を踏まえた並行在来線への支援策の確保・充実の働きかけ〔地域交通・新幹線政策室〕

北陸の並行在来線は、全国の広域、幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っていることなどを踏まえ、その持続可能な経営が行えるよう、国に対し、経営安定化に必要な支援策の確保・充実について、引き続き働きかける。

また、貨物物流ネットワークの維持、広域物流機能が持続できるよう会社間の調整などを国に働きかける。

198 国内外の航空ネットワークの充実〔航空政策課〕

富山－東京便の維持存続及び新規路線の開設、国内外の航空ネットワークの強化により、他の交通インフラの代替機能を維持・充実させる。

再掲 030～039、125、127～131、166～168

(農林水産)

再掲 133

(国土保全)

再掲 052、053

(環境)

再掲 134～137、186

(リスクコミュニケーション)

再掲 069～073

(官民連携)

再掲 085

(老朽化対策)

199 鉄道の老朽化対策・存続支援 [地域交通・新幹線政策室]

あいの風とやま鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町村と連携し、存続を支援する。

再掲 087、149～151、192、193

(デジタル活用)

200 防災業務への電力データの利活用 [防災・危機管理課]

電気事業法第34条第1項に基づき提供される電力データは、重要施設（避難所、病院等）の運営支援、在・不在情報による救助支援や被災者特定などの防災業務に活用する。電力データを防災業務に活用するにあたり、活用事例を収集し、訓練を通じて情報提供要請の手順や電力データ集約システムの操作に習熟する。

再掲 093、095

6 太平洋側の代替性・多重性（リダンダンシー）確保に必要不可欠な機能が維持・確保される

（行政機能／警察・消防等）

再掲 003

（産業構造）

再掲 164

（交通・物流）

201 防災拠点としての道の駅の機能強化〔道路課〕

道の駅について、災害時に広域的な防災拠点としての機能を果たせるよう、設置者に対し機能強化を働きかける。

202 あいの風とやま鉄道の経営安定と利用促進に向けた取組み〔地域交通・新幹線政策室〕

県、市町村、民間企業からの拠出等による経営安定基金により、並行在来線の経営安定を図る。また、県、市町村、経済団体、利用者団体などからなるあいの風とやま鉄道利用促進協議会において効果的な利用促進策について協議し、必要な支援を行う。

203 北陸新幹線の大阪までの早期全線整備の促進〔地域交通・新幹線政策室〕

敦賀・新大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくりのため、施工上の課題や財源確保をはじめとする着工5条件を早期に解決し、一日も早い大阪までの全線整備が実現されるよう、沿線府県や経済界などと連携しながら、政府等関係機関に対し強力に働きかけるとともに、延伸に向けた機運醸成に取り組む。

再掲 030～039、125～131、166～168、195～198

（農林水産）

再掲 133

（リスクコミュニケーション）

再掲 071

（官民連携）

再掲 145、146

（老朽化対策）

再掲 087、150、151、193、199

7 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

(行政機能／警察・消防等)

204 市町村に対する土木に係る技術的支援〔建設技術企画課〕

社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えていることから、県主催の維持管理に係る技術研修に市町村職員も参加するなど市町村に対する技術的な支援を推進する。



橋梁点検技術研修会

再掲 002、003

(防災教育等)

再掲 006

(住宅・都市)

205 文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実〔生涯学習・文化財室〕

国・県指定の文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実を図り、貴重な文化財の損失防止に努める。

(情報通信)

再掲 159

(産業構造)

206 被災企業に対する支援対策〔地域産業振興室〕

被害を受けた企業に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県等が事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(交通・物流)

再掲 030～036

(農林水産)

再掲 182

(国土保全)

再掲 052、053

(環境)

207 災害廃棄物対策の推進〔環境政策課〕

能登半島地震の経験、教訓を踏まえ、県、市町村における災害廃棄物対策の実効性の向上を図るため、災害廃棄物処理計画等の見直し、民間事業者との連携の促進及び災害廃棄物処理対策要員の育成を推進する。

再掲 183

(土地利用)

208 地籍調査の推進〔県民生活課〕

地籍調査の進捗率が29.2%（R5年度）と全国平均の53%を下回っており、被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

(リスクコミュニケーション)

再掲 065、066

(人材育成)

209 医療・介護人材の育成〔厚生企画課、医務課、高齢福祉課〕

災害時に、医療や介護に携わる人材の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、医師会、歯科医師会、看護協会、介護福祉士会などの関係機関と連携し、人材確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むほか、災害に備えた訓練・研修の実施や広域支援体制の整備等により、災害対応力の強化を図る。

210 災害医療人材の育成〔医務課〕

圏域毎に医療・保健・福祉分野の災害医療コーディネーター※を養成、配置し、発災後、刻々と変化する状況に対応可能な医療救護体制を整備する。

※ 災害医療コーディネーター

被災地におけるDMA T、医療救護班等の派遣及び配置における助言及び調整等を行う。

災害医療に精通し、かつ、富山県の医療の現状について熟知している者から県が委嘱する。

211 建設業の人材確保・育成〔建設技術企画課〕

地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の確保・育成を図るため、建設業界団体と連携して、建設業の魅力を発信するとともに技術者等の育成を支援する。併せて、労働環境の整備や、工事施工時期の平準化などを通じて企業の収益性を上げるなど、将来に渡って希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

212 被災建築物応急危険度判定士等の確保・育成〔建築住宅課〕

大地震の後の二次災害を防止するため、被災した建築物や宅地を調査し、倒壊や外壁・窓ガラス等の落下や宅地崩壊等による危険性を判断する被災建築物応急危険度判定士(894名(R6.3.31))、被災宅地応急危険度判定士(243名(R6.3.31))

の確保と人材育成のため、登録講習会や現場研修会を実施する。また、応急危険度判定の実施体制を整備するため、市町村・建築関係団体との連携強化に努める。

213 応急仮設住宅の建設技術講習会の実施〔建築住宅課〕

大規模災害発生後、被災者に提供される応急仮設住宅の建設を円滑に進めるため、関係団体と連携し建設技術講習会を行い、その体制整備や人材の育成を行う。

再掲 080～083、143、158、191

(官民連携)

214 災害中間支援組織の育成〔県民生活課〕

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

215 災害ボランティア連携体制の構築〔県民生活課〕

災害中間支援組織の育成・強化を推進しながら、災害救援ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体等との具体的な役割分担や連携体制、情報共有会議の整備など、研修や訓練を通じて推進していく。

再掲 148

(老朽化対策)

再掲 087

(デジタル活用)

再掲 093、094、153

8 重要業績指標一覧表

指 標 名	現況値 (時点)	目標値 (R12. 3時点)	事前に備えるべき目標						
			1	2	3	4	5	6	7
四季防災館の来場者数	24, 507人	40, 000人	○	○					
住宅の耐震化率	80% (H30)	90% (R7)	○						
市街地再開発事業等が完了した地区の区域面積	20. 00ha	20. 83ha	○	○					
災害拠点病院以外の病院の耐震化率	84. 8% (R5)	100%	○	○					
在宅障害児者を受け入れる避難スペースを有する事業所数	7 事業所	12事業所	○						
改良済みの道路延長	2218. 7km	2219. 8km	○	○		○	○	○	○
耐震対策を実施した橋梁数（第1次緊急輸送道路）	3 橋	5 橋	○	○		○	○	○	○
道路法面の「要対策」箇所（落石・岩盤・擁壁）の対策率	43. 6%	44. 0%	○	○		○	○	○	○
道路の無電柱化整備延長	49. 7km	53. 8km	○	○		○	○	○	○
東海北陸自動車道の飛弾清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化整備延長（累計）	14. 7km	17. 5km	○	○		○	○	○	○
冬期走行しやすさ割合	58. 8%	61. 0%	○						
防災重点農業用ため池の劣化状況評価等完了数	316箇所 (R6. 3時点)	529箇所	○		○				
間伐実施面積（累計）	41, 699ha (R6. 3時点)	48, 000ha	○		○				
公共土木施設における長寿命化計画の見直し数	7 計画	12計画	○						
県管理河川整備延長	425. 8km	428. 0km	○						
田んぼダム取組面積	1, 226ha (R6. 3時点)	2, 030ha	○						
土砂災害警戒区域の整備区域数（累計）	757地区	787地区	○						
海岸整備率	86. 8%	88. 8%	○	○		○			
市町村地域防災計画に反映された地区防災計画数	2 市町村 2 地区 (R5. 4)	15市町村 62地区 (R11. 4)	○						
弥陀ヶ原火山防災訓練の開催	年1回 (R6. 8)	年1回 (毎年度)	○						
シェイクアウト訓練参加率	16. 3%	16. 0%以上の	○	○					

指標名	現況値 (時点)	目標値 (R12.3時点)	事前に備えるべき目標						
			1	2	3	4	5	6	7
(対県総人口)	(R6年度)	参加率を維持 (R11年度)							
障害者等の防災支援に係る防災訓練の開催	年1回 (R6.9)	年1回 (毎年度)	○	○	○				
緊急消防援助隊の中部ブロック合同訓練の参加	例年参加 (R6年度)	例年参加 (毎年度)	○	○	○				
総合防災訓練の開催	年1回 (R6.9)	年1回 (毎年度)	○	○	○	○			
職員に対する研修・訓練の実施	年1回以上 (R6年度)	年1回以上 (毎年度)	○	○					○
県内の防災士の登録者数	2,705人 (R6.3)	6,665人 (R12.3)	○	○					○
人口10万人当たりの消防団員数	8.4人	8.4人	○						○
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数	358地区	385地区 (R15.3.31)	○						
H25道路法改正による道路施設の点検完了状況	2巡目完了	3巡目完了	○	○		○	○	○	○
広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の操作訓練の参加人数	810人 (R6時点)	1,200人		○					
災害拠点病院以外の病院の業務継続計画の策定率	58.2% (R5)	100%		○					
災害発生直後の3日間程度の医療救護活動に必要な災害用医薬品の備蓄	確保済みを維持	確保済みを維持		○					
厚生労働省が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の備蓄	備蓄目標量を確保	備蓄目標量を確保		○					
耐震強化岸壁の整備数(港湾)	3バース	4バース	○		○	○	○		
下水道処理人口普及率	87.1%	90.9%	○			○			
災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー研修修了者数	266人 (R5年度)	増加させる	○						○
市町村を含めた防災・危機管理研修の等開催	年1回以上 (R6.4)	年1回以上 (毎年度)		○					○
大区画ほ場整備面積	5,810ha (R6.3時点)	7,000ha			○				
機能保全計画に基づいた水路整備延長	91km (R6.3時点)	118km			○				
多面的機能支払(農地維持支払)に取組む集落数	1,448集落 (R6.3時点)	1,600集落			○				

指標名	現況値 (時点)	目標値 (R12.3時点)	事前に備えるべき目標						
			1	2	3	4	5	6	7
県産材素材生産量	105千m ³ (R6.3時点)	155千m ³				○			
人工林における集積・集約化の目標面積※に対する割合(年間) ※人工林の半数	73% (R6.3時点)	79%				○			
山地災害危険地区着手箇所数(累計)	1,466箇所 (R6.3時点)	1,516箇所				○			
緊急輸送道路を補完する林道の整備延長(県営で整備してきた森林基幹道)	509km (R6.3時点)	514km				○			
野生鳥獣による農作物被害額	4,171万円 (R6.3時点)	3,900万円 以下				○			
石油コンビナート等総合防災訓練の開催	年1回 (R6.10)	年1回 (毎年度)				○			
あいの風とやま鉄道の経営収支見込	2.01億円/年 (R5年度)	0.17億円/年 (計画期間 (R3~12年度) 平均)						○	
文化財建造物の耐震化及び防火設備の整備件数	24件	28件							○
国、市町村、民間事業者等との災害廃棄物対策訓練や講習会の参加人數	195人	300人							○
地籍調査事業の進捗率	29.2% (R5)	30.7%							○

第5章 計画の推進と見直し

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に富山県の強靭化を進めるには、推進方針の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、以下の視点により総合的に勘案し、重点化すべき推進方針に係る「起きてはならない最悪の事態」を選定した。

(1) 重点化の視点

- 県の役割の大きさ
- 影響の大きさ
- 緊急度
- 国全体の強靭化に対する貢献度

(2) 重点化すべき推進方針に係る「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはあらない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波、高波（寄り回り波）による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-6	弥陀ヶ原火山の噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
	1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
5 情報通信サービス、電力等ライフライ	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報

事前に備えるべき目標	起きてはあらぬ最悪の事態				
シ、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる		サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態			
	5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止			
	5-3	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止			
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止			
	5-5	富山県の交通ネットワークの機能停止			

2 毎年度の年次計画の策定とPDCAサイクル

富山県の国土強靭化推進のための主要施策を年次計画としてとりまとめ、これに基づき各施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、各施策の推進計画を見直すPDCA（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[改善]）サイクルを回していく。また、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、施策分野ごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直す。

3 計画の見直し

地域計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び富山県の国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢や国土強靭化施策の推進に係る環境が大きく変化した場合には、必要に応じて、弾力的に計画を見直す。

別紙 脆弱性評価の結果